悪質な訪問販売による被害を防ぐには？

リフォームラボ
ITONEN
（いとねん）
いとねん通信
0120—975—731
〒511-0836
桑名市江場5丁目508-2
URL:http://www.itonen.jp
桑名市指定給水装置工事事業者
桑名市・東員町・下水道排水設備指定工事店
三重県知事建設業許可(般—18)第18572号

一部の悪質な訪問販売事業者による被害が相次いでいます。ここで紹介する悪質訪問販売の手口に気を付け、おかしいなと思ったらハッキリと断る勇気が必要です。

「無料で耐震診断をします」と言って上がり込み、「補強が必要。修理しないと地震のときに倒れる。」と不安をあおられ、法外な額で契約させられたが、そもそも必要のない工事だった。

こういった話をよく聞きます。販売目的を隠して消費者に接近する「点検商法等」への対策として、販売目的の訪問であることをまず明示することが法律で義務付けられています。

下のイラスト付の表を参考にして、被害に遭わないよう日頃から気にかけるようにしておきましょう。

◆理念◆地域密着型の住環境事業を通じて社会に貢献し、豊かな暮らしを地域社会に還元していくこと

◆使命◆住環境事業を通じて健康で、環境を破壊せずに維持できる安全かつ安心な家造りを提供すること

●消費者を守る"クーリング・オフ"制度●

訪問販売による自宅での契約は、法定の契約書面を受け取った日から8日間以内なら特定商取引法によって契約の解除（クーニング・オフ）ができます。

8日間以内であれば工事着手後でも解除できますが、手続が複雑になるためクーリングオフ期間中は工事に着手させないようにしましょう。

また、契約しないから帰ってほしいと希望しているのに長時間にわたり居座るなど、強引な勧誘により契約した場合、消費者契約法によって取り消すことが可能です。最寄りの消費生活センターに相談してみましょう。

※クーリング・オフは書面で行うことが重要。ハガキで通知する場合「配達記録郵便」にし、コピーをとっておくこと。郵便局で文章の内容を証明できる「内容証明郵便」を利用するのが確実です。

●執ような訪問営業

頼みもしないのに、突然やってきて、断わっても何回も来訪。勝手に工事図面まで持ってきて執ように契約を迫る…。

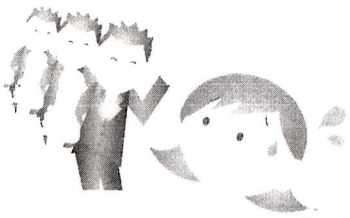

●不必要なサービス

屋根の改修工事の訪問販売なのに、いま契約すれば玄関ドアの取り替えをサービスするという…。

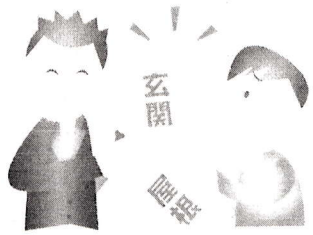

●モニター大幅値引き中

自社製品による外壁のリフォームをすすめ、いまなら期間中でモニターになれば費用は半額にすると誘う…。

●強引な契約方法

「今日中に契約したら半額。明日なら通常価格になる」と言い張り、午前零時まで居座られた…。

当店はこんな資格を持っています

- ２級建築士
- １級管工事施工管理技士
- １級土木施工管理技士
- 下水道排水設備工事責任技術者
- 給水装置工事主任技術者
- ガス機器設置スペシャリスト
- 第二種電気工事士
- 福祉住環境コーディネーター２級
- 耐震診断士
- 増改築相談員

お知らせ

いとねんでは、ガス・灯油の販売の他にリフォーム・上下水道工事などを行っています。もちろん水漏れなど小さなご依頼にも対応。どんな小さなことでもご相談下さい。

社員紹介コーナー

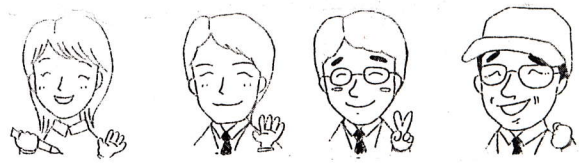

社長…70歳を超えました。まだまだ若い者には負けません

専務…仕事熱心のあまり娘には辛口評価。愛犬リブに癒されてます

カズオさん…子どもが大好き。飼い猫にも好かれています。もちろん仕事も◎

美香さん…家事・育児・仕事とハードな毎日。幼稚園ボランティアに燃えてます